

# 東京大学医学部附属病院における見学の受入れに関する内規

平成31年3月29日制定

令和5年4月25日改正

(趣旨)

第1条 東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）において、見学を受け入れる場合は、この内規の定めるところによる。

(対象)

第2条 この内規において「見学」とは、本学の教職員以外の者（本院の実習生、研修生その他本院による身分を付与された者を除く。）が見聞と理解を深めるために本院を訪問すること（国際生涯教育研修を除く。）をいう。

(手続き)

第3条 見学の受入れを希望する院内組織の長は、病院長に見学届（別紙様式）を提出しなければならない。

2 病院長は、提出された見学届の内容に鑑み、受入れを止めることができる。

(受入れ部署の長の責務)

第4条 見学を受け入れる部署の長は、見学者に対し別紙様式記載の遵守事項を遵守させるとともに、見学の適切な実施を監督する責務を負う。

(秘密保持等)

第5条 見学をする者は、見学中に知り得た秘密や個人情報を他に漏らしてはならない。見学が終了した後も同様とする。

2 見学をする者は、その他法令及び指針並びに学内及び院内の規則を遵守し、本院の教職員の指示に従って見学を行わなければならない。

(見学の停止)

第6条 見学をする者が前条に違反した場合、その他当該見学において著しく不適切な行為があった場合は、病院長は見学を停止させることができる。

(庶務)

第7条 この内規に定める手続に関する庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、見学に関して必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年9月6日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年5月8日から施行する。

## [遵守事項]

### 1. 秘密保持

見学者は、患者や関係者の個人情報、当院及びその取引先の営業秘密などの秘密情報について、当院の教職員と同様に守秘義務を負い、見学に際し知り得た秘密を漏らすことは禁止する(※)。見学終了後も同様である。

※見学の内容等に関して院外に共有する場合（SNS投稿を含む）は、事前に許可を受けること。

### 2. その他一般的遵守事項

- ① 当院の理念を理解し、患者の権利に配慮した行動をとること。
- ② 営利活動その他の実習等の趣旨を逸脱する行為を行わないこと。
- ③ 許可なく録音や写真・動画の撮影を行わないこと。
- ④ 通行の遮断等の診療環境を損なう行為を行わないこと。
- ⑤ その他、院内関係者の指示に従うこと。

### 3. 感染症対策関連の付帯条件

感染症対策として、以下の付帯条件に従う。

- 1) 見学に参加する日の7日前から見学当日までの間において、以下のいずれにも当てはまらないこと。
  - ・37.0℃以上の発熱
  - ・鼻水、のどの痛み、頭痛
  - ・咳、息苦しさ
  - ・吐き気、嘔吐、下痢
  - ・周囲に感染症\*、または感染症の疑いのある人がいる
- \*新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎（ムンプス）等
- 2) 見学の期間中、毎朝体温を計測し、受入れ担当者に報告すること。
- 3) 院内ではマスク着用（食事の時間を除く）、手洗いを遵守すること。